

一般質問通告一覧表（第2回定例会）

平成25年3月1日招集

1. 国からの補正予算の活用を	<p>昨年、国の政権が変わり大きく政策も見直され、本年1月には国より大型補正予算が示され、2月下旬に可決されました。北海道開発予算の4,770億円を始め、公共事業の拡充や農水省関連事業、また社会保障、雇用、企業支援など、大型補正予算が組まれています。そこで本町としても、第5次総合計画を中心に、関連する部署の洗い出しと、予算計上ができうるものがないかを調査し、照らし合わせてみる必要があると思います。町財政も厳しい折、国からの地方予算の活用取り込みに向けて町長の考え方を伺います。</p>	
2. 鹿防護フェンスの維持管理は	<p>昨年度実施されました鹿防護柵事業でありますが、完成したことによるその効果を見てきましたが、大変すばらしい実績が出ていると思います。野生鹿が本町を横断するフェンスによって、山林と畠地を遮断しその侵入を防ぎ、畠地の被害を防止しています。今後鹿は山林で繁殖し続け、その数を増やしつつ野畠への進入の機会をねらっています。そこで今後面向け、防護フェンスの維持管理について、町として、どのように考えているのか伺います。</p>	3番 大井 賢治

1．高齢者向け住宅の必要性は	<p>町政執行方針の第6「快適でやすらぐふるさとづくり」の住環境についてです。</p> <p>旧松栄団地は昭和38年に20戸が建設され、昭和45年までの8年間に158戸が完成致しました。当時は栗山町のモデル団地として入居者が殺到する程、好評がありました。</p> <p>松栄団地解体及び新築工事は、平成20年度から25年度までの6年間で本年度20戸の建て替えを含め、114戸が完成致します。この間、旧松栄団地から他の団地へ約30世帯が移転し、ポプラ団地及びどうえい団地からそれぞれ20世帯が新松栄団地に居住されます。公営住宅長寿命化計画では、平成26年にどうえい団地移転建て替えで16戸、平成27年から平成30年にかけて曙団地が現地建て替え、平成31年には中央団地、平成32年には継立団地がそれぞれ移転建て替えの予定となっておりますが、全町的に団地入居者の高齢化が進んでいます。</p> <p>そこで栗山町公営住宅ストック総合活用計画では、公営住宅の管理戸数を750戸との目標がありますが、現在も変更がないのか、今後建設される公営住宅はオール電化住宅となるのか伺います。</p> <p>また、最近はサービス付き高齢者向け住宅が増えてきており、高齢者専用賃貸住宅と医療・介護事業を一体的に整備するケースが多く、同じ建物内にいながらさまざまなサービスが受けられ、「快適で安心して暮らせる」と人気が高いようです。</p> <p>2012年版の高齢社会白書によると、わが国の65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2,975万人で、高齢化率も23.3%となりました。今後、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上となる2015年には、3,395万人を超える、75歳以上となる2025年には、3,657万人に達すると見込まれています。</p> <p>一方、増え続ける高齢者世帯のうち、過半数を単身世帯・夫婦世帯が占めています。</p> <p>特に単身世帯の割合は上昇し、2030年には37.7%を占めることが見込まれ、夫婦や2、3世代世帯で暮らす人と比べると、健康面や孤独感、家計面の悩みを抱えている人が多く、地域社会との関わりを深めていく取り組みが大きな課題となっています。</p> <p>こうした高齢者世帯の急増や家族構成の変化などを踏まえ、高齢者に適した住宅は絶対的に不足しています。サービス付き高齢者向け住宅の整備・拡充は不可欠と考えますが、町長の見解を伺います。</p>
----------------	--

1番
八木橋 義則

<p>1．防災のまちづくりを</p> <p>2．生活保護基準引き下げによる影響と対応について</p> <p>3．子ども・子育て（新システム）制度について</p>	<p>東日本大震災から早くも2年が経ちます。復興は遅々として進まず、ゼネコン等主体の大規模工事が次々と具体化する一方で、避難生活が長期化し、医療介護体制の遅れや中小業者、農業者や水産業者の営業再建への道も深刻です。町政執行方針では、各種災害に対して迅速に対応できる体制強化として、「消防救急デジタル無線化」を述べられています。その整備事業内容と併せて「防災計画・備蓄計画」の見直し内容について伺います。更に一昨年、一般質問しました「福祉避難所」の指定に向けて、福祉関係団体等との協議の進捗状況について伺います。</p> <p>自公政権は今年8月から、生活保護費を3年で740億円（7.3%）と大幅なカットを強行しようとしており、生活保護世帯の96%が削減されます。今でも食費や衣料費、暖房代等を切り詰めて生活している中、基準引き下げは、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法25条に違反します。子供の多い世帯では、特に削減幅が大きく「貧困の連鎖」を広げます。保護費の引き下げの影響は、受給者だけの問題ではありません。基準額が下がれば、生活保護を受けられない新たな生活困窮者を生み出すばかりではなく、最低賃金の引き下げをはじめ地方税、保育料、国民健康保険税、介護保険料等の負担が増える人や、就学援助が打ち切られる子育て世帯を生むことは必至です。そこで、以下の点について見解を伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国に対して生活扶助基準額の引き下げをはじめ、生活保護削減を行わないよう求めること。 ② 国が削減を強行した場合、町民生活に悪影響を生じないよう措置を求めること。 <p>保育所待機児童をなくし、子どもの教育と保育、子育て支援を向上するという名目で消費税増税法案と一緒に、子ども・子育て関連3法が、民主、自民、公明の3党合意で昨年8月強行可決されました。「修正新システム」では、子どもの発達を保障する保育ができなくなる危険性が明らかになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の公的責任の後退 <p>児童福祉法24条1項で市町村の保育実施義務は明記されました。しかし、保育を必要とする子ども全員を保育所で保育するという原則が崩され、市町村は保育ママ（家庭的保育事業）など地域型の小規模保育を「確保する措置」（同2項）をとればいいとされました。これでは保育ママを斡旋しただけで、市町村が役割を果たしたとなりかねません。</p>	<p>12番 重山雅世</p>
--	---	---------------------

	<p>② 保育の時間認定でバラバラ保育 親の就労時間によって1カ月に利用できる保育時間の上限が決められ、短時間児と長時間児が混在することにより、集団保育が成り立ちにくくなります。子どもの生活、発達保障という視点を欠いたまま機械的に設定されかねません。</p> <p>③ 保育料の負担増 保育時間の上限を超えた分の保育料は、自己負担となり上乗せされます。</p> <p>④ 保育所施設整備補助金が廃止される 保育所の新設や増改築費に4分の3を国と市町村が負担してきた国庫補助制度廃止で、施設整備が困難になります。</p> <p>⑤ 保育基準、保育条件に格差 保育所以外に、幼稚園、認定こども園（4種類）、保育ママなど複雑化し、現行の保育所基準が緩和されたり、事業の多元化が基準の多様化、低下を招き子どもの保育に対し格差が持ち込まれることになります。</p> <p>⑥ 施設の経営の不安定化 時間認定は、認定された時間の分しか施設にお金が入らなくなり、短時間の子どもを受け入れることは、経営の不安定をもたらします。職員配置もバラバラに来る子どもに合わせた体制になり、今まで以上に非正規雇用、短時間の保育士を増やすことになります。保育士の労働環境の悪化が避けられない上、子どもにとっては保育士が次々入れ替わることになります。</p> <p>以上の点についてどのような認識を持っておられるか。保育や教育現場の声を反映させて国に問題点をただすとともに、保護者、保育士、保育園長（経営者）などの参加により地方版子ども・子育て会議を設置して、子ども子育て支援事業計画の策定を行ってはどうか伺います。</p>	<p>12番 重山雅世</p>
--	---	--------------------------

<p>1．教育行政執行方針について</p> <p>2．中学生が利用している町営バスについて</p>	<p>教育行政執行方針において、充実させたい6つの教育環境等として教職員の実践的な力量の向上の中で、常に学び続け広く社会から信頼される教師が不可欠で、教師は最大の教育環境であると述べられています。</p> <p>そこで栗山町教育振興会の研修事業や子供の学力向上委員会の取り組み内容、さらには空知教育センター組合の活用と参加率はどのようにになっているのか伺います。</p> <p>本定例会で中学校の統合に関する条例の採決が諮られますが、生徒の登下校の足の確保について、多くの保護者の方が心配されています。スクールバスの運行については、条件や背景があることは認識しております。昨年、町営バスの運行ダイヤが変更され、登校時間に遅れてしまうようになってしまいました。夏は自転車通学もできますが、冬はバスが利用できることを願う方は多いと思います。そこで次の点について伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現在の町営バスの料金は1区間200円で、70歳以上と小学生は半額とありますが、中学生も半額とし、利用環境を整えては。 ② 再度、登校時間に合わせた運行ダイヤにすべきと考えるがどうか。 	<p>4番 三田源幸</p>
---	--	--------------------

1. 農地保全の対策を

栗山町は、農村地帯の農商工バランスのとれた町として発展推移してまいりました。

しかし、少子高齢化の流れの中で農業は特に担い手不足や、就農者の高齢化が他産業よりも進んでいると感じます。その上、農業者誰もが望んでいないTPP交渉参加の動きが加速されようとしており、農業の先行き不安や将来展望も持てないまま突き進もうとしております。とりわけ、農村地域の自治体には多大なるマイナスの影響が危惧されます。

そこで、栗山町農業の基盤である農地を、今後どのように守り構築していくのか、町長の見解を伺います。

併せて農地の番人であり、地道に農地の斡旋、賃貸業務に携わっている農業委員会に、現状と高齢化に伴う農地の流動化についての見解を伺います。

また、農業就労者の減少に伴い、優良農地の荒廃が懸念される中、農業振興公社が取り組まれている担い手育成の未来塾、新規就農者等の受け入れは、栗山農業の未来を託す意味合いからも、積極的に持続性を持った事業展開を推進していただきたいと考えております。人がいなくなってしまう地域も農業も守れませんし、現状と近い将来を考えると、出来るだけ早く対策をしなければならないと考えます。そのための環境づくりについて、町長の見解を伺います。

6番
大西勝博

1．自主避難所の再点検について	<p>いつ発生するかわからない自然災害から生命を守るために、危険を察知した場合、直ちに安全な場所に避難することが、いかに重要であることは、一昨年3月11日の東日本大震災によって明らかになりました。</p> <p>生死を分ける災害時には、いかに早く避難できる安全な場所はどこなのか、普段の生活の中で確認しておく必要があります。事前の心づもりと的確な情報がなければ、迅速で安全な避難は保証できません。25年度町政執行方針で、防災については、「栗山町地域防災計画」及び「栗山町災害時備蓄計画」を見直し、防災対策の充実を図ってまいりますと表明されています。</p> <p>本町では、平成21年「災害は忘れた頃に」というタイトルで地震マップを作成し、各戸に配布されました。避難所、広域避難場所と行政区域ごとに避難する施設が指定されておりますが、地域住民との擦り合わせに欠き、机上の計画書でしかなかった側面も感じられます。</p> <p>地域防災計画の見直しにあたっては、避難のルールづくりが最優先の課題ではないかと思います。住民参加の机上模擬訓練、防災訓練を通して、そこで明らかになった問題点を反映させた現実性、有効性のある地域防災計画に仕上げていかなければなりません。</p> <p>見直しの検討にあたり、以下の点について伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所と広域避難場所の住み分けについては、各行政区域ごとに施設と場所という振り分けになっていますが、冬期間も含め、雨天の日や時間帯も深夜ということもあります。そこで、屋内、屋外という位置づけは。 ② 富士地区の避難所は栗山高等学校、日出地区は継立小・中学校、保育所、南部公民館となっています。避難先までの距離が長かったり、避難先が複数にまたがっている場合もありますが、行政区域、避難所、広域避難場所の整合性については。 ③ 災害時備蓄の広域化と保管場所の現状についてですが、備蓄は何がどれだけあれば安心とはいいきれません。各市町村の備蓄量を超えた被災者が出了場合、広域による防災体制の取り組みも検討する必要はないか。また、保管場所の住民周知方法は。 <p>2．災害弱者への対応について</p> <p>高齢者、障がい者など、いわゆる災害弱者への対応についてですが、災害時自ら避難できない方については、あらかじめそのような方がどこに住まいをされているかということを把握して、どのように援護し、避難していただくかということも心がけておく必要があります。</p>	10番 檜崎忠彦
-----------------	--	-------------

町政執行方針では、地域福祉というポイントから、社会福祉協議会など関係機関・団体と連携し、高齢者・要援護者等支援システムを活用した町民主体の地域福祉ネットワークづくりを進めてまいりますと表明しています。

昨年、各まちづくり協議会においては、町内会員の皆様のご協力により、世帯台帳の作成に取り組まれました。緊急時の連絡先や、援護の要否を記入する欄も設け、各町内会長の手元に保管されております。手助けを必要とされている方に対しては、普段から信頼関係をつくっていくことも肝要です。

地域と行政が一体となって取り組んでいくことが求められますが、具体的な支援のマニュアル作成について伺います。

10番
檜崎忠彦

1．協働のまちづくりについて	<p>平成25年度町政執行方針の「3つの基本目標」の中で、栗山が自律した地域社会を築き上げていくには「町民力」のさらなる充実を図っていく必要があるとうたっています。また、そのための施策として「栗山町自治基本条例」に基づくまちづくりの推進、成熟した「住民自治」の組みづくりなどを掲げています。</p> <p>確かに地方分権時代を迎えた地域間競争の中にあって、住民の総力による地方自治は地域を守っていく上で大切なことと認識しています。</p> <p>実際わが町では各町内会、自治会や企業、NPO、各種団体等が活発な活動をくりひろげ、地域活性化のため尽力していただいております。</p> <p>一方で、町政に対して参加がなかなか難しい、あまり興味がないといった住民も少なからずいることも事実だと思います。</p> <p>町民力のさらなる充実に向けて、住民の声なき声に対する考え方や取り組みについて伺います。</p> <p>今年の冬も年前から断続的に雪が降り続き、積雪の多い年となりました。除雪に関わっている方たちは夜中からの作業ということで大変ご苦労なさっていると思います。</p> <p>除雪に関して町政執行方針の中で、主要幹線や通学路を優先し、迅速かつ機動的な除排雪を行うと述べております。栗山中学校の通学路に関して、町道湯地継立線や町道朝日18号線は重要な路線と考えますが、除排雪の状態は生徒の安全を考えるとき、十分とは思われないのですが所見を伺います。</p>
2．栗山中学校の安全な通学路の確保について	9番 藤本光行

2番
友成克司

1. 教育行政執行方針について

教育行政執行方針の中、目標達成のため、教育委員会の実践施策として充実させたい「6つの指導体制」の一つに「学校給食と食育の推進」を掲げております。家庭での基本的生活習慣形成と子供の学力や体力とが高い相関関係にあることが指摘されており、学校給食を含めて、子供たちの食は大切な問題であると明言しています。

平成21年12月に給食センターの調理業務等民間委託が否決されたことにより、平成23年12月定例会で給食センターの将来像について一般質問をいたしました。

その折、「学校給食法等により、学校給食は、完全民営化はできないという厳格な規則があることから、調理部門のみの業務委託を提案しました。完全民営化を提案した別の案件が可となる一方で、調理部門のみの業務委託に理解が得られなかつたことは残念でありました。将来像の構築については、近隣四町の副町長による広域連携会議の中の学校給食部門部会において、由仁町との連携を協議しています。」と答弁されています。

教育行政執行方針の中にも「広域による学校給食センターの在り方の検討」も引き続き進めてまいりますとあります。

どこの市町村でも学校給食は直営で始めましたが、民間企業に委託すれば質が低下し、衛生上にも問題があると言われています。これは一方的な行政側の不信、偏見によるものではないでしょうか。今、どこの民間企業であっても、その経営能力、技術、信頼関係は、いだいている感覚より数段、勝っていると言われており、一部の市町村では民間委託を行いつつあります。

そこで、以下について伺います。

- ① 否決以来、今日に至り、調理部門の業務に関し、支障が生じていないか。
- ② 広域による学校給食センターの在り方の検討についての進捗状況と将来像について。